



川崎市の子育て支援の取組

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長

南端 慶子

令和6年4月に改正児童福祉法が施行されます。今回の改正の趣旨は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うというもので、市区町村において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努めることとされています。

これまで川崎市では、区役所において子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を同一組織内に位置付け、区役所に配置された保健師や社会福祉職、心理職等の多職種が一体となって支援を行っています。子育て世代包括支援センターでは、母子健康手帳の交付や乳幼児健診、育児に関する相談等、様々な母子保健事業を通じて、全てのこどもとその保護者と出会うことができるという最大のメリットがあります。こうした活動を通じて母子保健事業で気になる家庭を把握し、継続的な支援に繋げるよう、職員が日々取り組んでいます。

しかし、こうした取組において、行政だけでは切れ目のない支援の実現は困難で、こどもやその保護者に関わる様々な機関との連携した支援が不可欠です。川崎市では、高齢者の取組としてスタートした「地域包括ケアシステム」を、川崎版地域包括ケアシステムの取組として、こどもから高齢者、障害者など、全ての地域住民を対象として、全庁横断的な取組を進めています。こどもに関しては、医療機関や保育所、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、民生委員児童委員、町内会・自治会、地区社協等に積極的に出向き、顔の見える関係を築き、ネットワークの形成及び連携強化を図っています。

今後、「こども家庭センター」の設置に向けて、川崎市においても協議、検討を進めていく予定です。引き続き、関係機関の皆様の御協力をいただきながら、安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。

